

藤沢市辻堂東地域包括支援センター  
介護予防支援運営規程

(事業の目的)

第1条

社会福祉法人いきいき福祉会が開設する、指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という）の適性な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師等は、利用者の意思を尊重し、常に利用者の立場に立って要支援状態にある高齢者等に対し、介護予防のため効果的な支援を行い、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業所の保健師等は、要支援状態になった利用者が、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行う。
- 2 事業所の保健師等は、利用者の意欲を高め利用者による、主体的な取り組みの支援を行う。
- 3 指定介護予防支援事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の指定介護予防サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。
- 4 指定介護予防支援事業の運営に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、介護給付と連続性及び、一貫性をもった、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条

事業指定介護予防支援の事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 藤沢市辻堂東地域包括支援センター
- (2) 所在地 藤沢市辻堂元町5-5-8

(職員の職種、員数及び職務内容)

#### 第4条

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤兼務 1名  
管理者は、当該事業所の従事者の管理及び業務の統括を一元的に行う。
- (2) 保健師等 常勤専任 3名 常勤兼務 1名 非常勤専任 2名  
保健師等は、介護予防サービス計画の策定を行う。

(営業日及び営業時間)

#### 第5条

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～金曜日
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。
- (3) 電話により24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容等)

#### 第6条

指定介護予防支援の提供方法及び内容に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、多様な介護予防サービス事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用者の自立に向けた目標志向型の介護予防支援業務を行うこと。
- (2) 目標の共有と利用者の主体的なサービス利用を図ること。
- (3) 将来の改善の見込みに基づいたアセスメントを行うこと。
- (4) 利用者が介護保険施設等へ入所又は入居する場合には当該介護保険施設等を紹介すること。

(指定介護予防支援の利用料等)

#### 第7条

指定介護予防支援の利用料等については、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスである場合を除き、厚生労働省令に規定する額を超えない額とする。

次条に規定する通常の実施地域を越えて行う指定介護予防支援に要した交通費は

その実費を徴収する、なお自動車を利用した場合の交通費は1キロメートル当たり50円とする

(通常の事業の実施地域)

#### 第8条

指定介護予防支援の通常の実施地域は藤沢市とする。

(守秘義務または秘密の保持)

#### 第9条

当該事業における安全と信頼の確保

- (1) 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (2) 従事者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従事者との雇用契約の内容とする。

(その他運営に関する重要事項)

#### 第10条

事業者の管理者は、指定介護予防支援の質的向上を図るために、保健師等に研修の機会を次のとおり設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用時2ヵ月以内
- (2) 継続研修 年2回

附則 この規程(細則)は、平成28年4月1日より施行する。  
この規程(細則)は、平成28年10月10日より施行する。  
この規程(細則)は、平成29年2月1日より施行する。  
この規定(細則)は、平成29年4月1日より施行する。  
この規定(細則)は、平成29年5月1日より施行する。  
この規定(細則)は、平成29年10月1日より施行する。  
この規定(細則)は、平成30年3月1日より施行する。  
この規定(細則)は、平成30年3月26日より施行する。  
この規定(細則)は、平成30年4月1日より施行する。  
この規定(細則)は、平成30年5月7日より施行する。  
この規定(細則)は、平成30年7月1日より施行する。

この規定（細則）は、平成30年8月1日より施行する。

この規定（細則）は、平成30年9月1日より施行する。

この規定（細則）は、平成31年4月1日より施行する。

この規定（細則）は、令和2年1月1日より施行する。